

内 容 評 価 基 準
【居 宅 介 護 支 援】

目次

A-1 生活支援の基本と権利擁護

A-1-(1)生活支援の基本	5
----------------	---

A② A-1-(1)-① 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。

A④ A-1-(1)-② 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。

A-3 生活支援

A-3-(6)認知症ケア	11
--------------	----

A⑫ A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

A-3-(10)居宅介護支援	13
----------------	----

A⑰ A-3-(10)-① 介護サービスの提供開始時に利用者等に説明を行い、利用者等の同意を取得している。

A⑱ A-3-(10)-② 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画を作成し、利用者等の同意を取得している。

A㉑ A-3-(10)-③ 要介護認定等の申請に係る援助を行っている。

A㉓ A-3-(10)-④ 入退院又は入退所に当たって支援を行っている。

A㉕ A-3-(10)-⑤ 公正・中立なサービス提供に取り組んでいる。

A㉗ A-3-(10)-⑥ 介護サービスの提供状況を適切に把握している。

A㉙ A-3-(10)-⑦ 介護サービスに係る計画等を適切に見直すとともに、見直しの際には利用者等から同意を取得している。

A㉛ A-3-(10)-⑧ 他の介護サービス事業者等との連携が適切に行われている。

A㉝ A-3-(10)-⑨ サービス担当者会議(指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)を適切に開催している。

A-4 家族等との連携

A-4-(1)家族等との連携	31
----------------	----

A⑱ A-4-(1)-① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。

1. 高齢者福祉サービス版内容評価基準ガイドラインについて

- この内容評価基準ガイドラインは、高齢者福祉サービスのうち、居宅介護支援を評価対象としています。
- 評価にあたっては、利用者一人ひとりの生活を尊重した支援と利用者の生活課題や心身の状況に応じた支援・取組について、居宅介護支援の役割と機能等を基本としつつ、各評価項目に沿って評価します。
- このため、評価細目や着眼点等については、サービスの役割と機能等に応じて適用するものとし、居宅介護支援の支援において特に必要とされるもの、あるいは利用者の状況に応じて必要となる項目について評価します。（着眼点に「□」の記載がある項目について評価しません。）

2. 内容評価項目の評価方法について

- サービスや支援の実施については、実際の実施状況を観察することができないことも多いことから、標準的な実施方法の文書化したもの（手順書・マニュアル等）等を通して確認することが必要となります。
- ただし、これらの文書等がなくても、その他の方法で実施されていることが分かれば、それに基づいて評価を行います。
- 必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を管理者、担当職員等からの聴取により確認します。
- なお、上記の文書の整備状況は、共通評価項目（**40**Ⅲ-2-(1)-①、**42**Ⅲ-2-(2)-①、**44**Ⅲ-2-(3)-①）で評価を行ってください。

3. 評価外・非該当等の取り扱いについて

＜評価項目の適用＞

- 居宅介護支援については、A-1及びA3～A-4の評価項目を適用し、「A-2環境の整備」及び「A-5サービス提供体制」を「評価外」とします。

*「評価外」…高齢者福祉サービスの特性上、実施が想定しづらいもの

A-1 生活支援の基本と権利擁護

A-1-(1) 生活支援の基本

A② A-1-(1)-① 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。
- b) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。
- 日々の支援において利用者の自立に配慮するとともに、利用者の自立への動機づけを行っている。
- 自立した生活が営めるよう、利用者の意向やこれまでの生活を尊重しながら、居室等に配慮し支援を行っている。
- 鍵を預かる場合や買い物代行などで金品を預かる場合のルールが決まっており、適正に取り扱っている。
- 必要に応じて、介護支援専門員を通して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげている。
- 安心・安全で落ち着いた生活を送るための環境づくりについて、利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の心身の状況に合わせて、安心・安定して自立した生活が営めるようなように支援しているのかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者一人ひとりがその人らしく生き生きと生活できるよう、利用者の意向や生活習慣を尊重するとともに、心身の状況に合わせ自立した生活となるよう支援することが重要です。

○利用者の心身の状況、ADL、睡眠・食事・排せつ、これまでの環境（物的・人的）、生活習慣等を把握するとともに、利用者の暮らしへの意向を確認し理解することが必要です。

○身体的自立のみではなく、利用者の意向や気持ちを受けとめ、生活のなかで利用者自らが選択して自己決定することを支援することが重要です。

○利用者の希望に沿うだけでなく、利用者自身が行えることは、できるだけ本人が行えるようにする自立支援の視点が重要です。

○家事の経験のない利用者には、すべてを代わって行うのではなく、自分でできることは一緒に行うなど徐々に本人ができるように援助していきます。

○利用者が自立した生活を継続するためには、利用者の意向やこれまでの生活を尊重しながら、居室等の環境に配慮した支援を行う必要があります。

○食事、洗濯、掃除、整理整頓等の家事は、利用者がこれまで行ってきた方法を尊重しつつ支援します。そのため、これらの支援は、利用者とともに行うか、利用者の同意のもとに行うことが必要です。

○利用者の安心・安定と暮らしやすい居室等環境のため、居室や廊下等の安全確保やレンジ、暖房器具等からの火災防止などに配慮することが重要です。

○利用者の暮らしへの意向や心身の状況を踏まえながら、必要に応じて、福祉用具の活用などについて検討を行うとともに、利用者の暮らしを向上するために利用を促します。

●利用者の支援において、鍵の預かりや買い物代行における金品の預かりに関するルールを明確に定め、適正に取り扱うことが必要です。

○判断能力の状況により、利用者本人が金銭管理をすることが難しくなってきた場合には、速やかに家族に連絡をとり、必要な場合には、介護支援専門員に状況等を連絡・報告し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につなげます。

- 安心・安全で落ち着いた生活を送るための環境づくりについて、利用者・家族に助言・情報提供します。また、これらの内容を必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡します。

(3) 評価の留意点

- 利用者一人ひとりに応じた生活となるようどのような支援や取組を行っているか、その実施方法、実施状況や取組を具体的に確認します。
- 利用者・家族への助言・情報提供や介護支援専門員への報告・連絡について具体的な内容等を確認します。

A④ A-1-(1)-② 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。
- b) 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者の思いや希望を十分に把握できるよう、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションを行っている。
- 利用者の思いや希望を把握し、その内容を支援に活かしている。
- 利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉づかいが徹底されている。
- コミュニケーションの方法や支援について、検討・見直しが定期的に行われている。
- 話すことや意思表示が困難であるなど配慮が必要な利用者には、個別の方法でコミュニケーションを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行うための取組や工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の思い、困っていること、不安や要望等を支援に活かし、利用者が安心・安定した生活が送れるよう支援します。利用者の尊厳を尊重し、一人ひとりに応じたコミュニケーションを工夫し実践することが重要です。

○利用者の思いや希望を十分に把握し、その内容を支援に活かすため、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションをはかることが必要です。

○日常生活で支援を行う際に、コミュニケーションの重要性を認識し、利用者に話しかけ、コミュニケーションをはかるとともに、会話でのコミュニケーションだけではなく、利用者の表情、身振り、姿勢、動作など多くの情報から利用者の気持ちをくみとることも重要です。

○また、利用者とのコミュニケーションにあたっては、利用者の尊厳に配慮し、節度ある話し方や丁寧な言葉づかいとなるように留意します。特に、自尊心を傷つけるような言葉づかい、指示的な言葉は厳禁です。

○利用者への接遇や言葉づかいに関する振り返りや継続的な検討・研修の機会を設け、適切な利用者との関わりとなるよう組織的に取組むことが重要です。

○職員との会話が不足していると思われる利用者、話すことや意思表示が困難である利用者には、個別に配慮することが必要です。このような利用者には特に気をくばり、利用者一人ひとりの思いをくみ取ることができるよう日常生活のさまざまな場面でのコミュニケーションに努めることが重要です。

(3) 評価の留意点

○利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションの状況や取組を確認します。

○寝たきりや意思疎通が困難な場合など、コミュニケーションへの配慮が必要な利用者への支援や取組を確認します。

A-3 生活支援

A-3-(6) 認知症ケア

A⑯ A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

【判断基準】

- a) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。
- b) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。
- c) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。
- あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。
- 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。
- 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
- サービス利用時の様子を家族に伝えるなどして、よりよいケアの方法を家族と共有している。
- 家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有している。
- 認知症の理解やケアに関して、利用者・家族に助言したり、家族会などの社会資源について情報提供を行っている。また、助言した内容については、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

(2) 趣旨・解説

○認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。

○日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。

○一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。

○職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。

○職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。

○認知症は早期に発見し、適切な治療や対応により進行を遅らせることができます。必要に応じ、家族に報告・連絡し、介護支援専門員に連絡・相談します。

○サービス利用時の利用者の様子を家族に伝えることなどは、よりよいケアの方法を家族と共有するためにも必要な取組です。また、家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにします。

○利用者の家族に対して、認知症に関する知識・情報、対応方法等を伝え、支援することが重要です。

○認知症高齢者の家族会等家族支援のための会や、その他社会資源を家族に紹介します。

(3) 評価の留意点

○認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

A-3- (10) 居宅介護支援

A⑦ A-3- (10) -① 介護サービスの提供開始時における利用者等に説明を行い、利用者等の同意を取得している。

【判断基準】

- a) 介護サービスの提供開始時における利用者等に説明を行い、利用者等の同意を取得している。
- b) 介護サービスの提供開始時における利用者等に説明を行い、利用者等の同意を取得しているが、十分ではない。
- c) 介護サービスの提供開始時における利用者等に説明を行い、利用者等の同意を取得していない。

評価の着眼点

利用申込者又はその家族に対して、介護保険制度の仕組みについて説明する仕組みがある。

利用申込者又はその家族に対して、「介護サービス情報の公表」制度について説明する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、介護サービスの提供開始時に、利用者や家族等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの開始の際には、介護保険制度等について、利用者等へわかりやすく説明することが必要です。

○説明にあたっては、できる限り言葉使いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。

(3) 評価の留意点

○本人が説明を受けることが困難な利用者に対しては、介護支援事業者がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、利用者や家族への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。

A⑦ A-3-(10)-② 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画を作成し、利用者等の同意を取得している。

【判断基準】

- a) 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画を作成し、利用者等の同意を取得している。
- b) 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画を作成し、利用者等の同意を取得しているが、十分ではない。
- c) 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画を作成したが、利用者等の同意を取得していない。

評価の着眼点

- 利用者又はその家族に対して、地域の介護保険サービス事業者に関する情報を提供する仕組みがある。
- 介護保険給付サービス以外のサービスも活用している。
- 作成した居宅サービス計画書をサービス担当者に交付している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、介護サービスの利用希望者に対し、介護サービスを選択するために必要な情報提供が積極的に行われ、利用者の状態に応じた介護サービス計画を作成し、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の事業者の情報（サービス内容や利用料等）を把握し、その情報を利用者又は家族に対して、ニーズに応じ適正に提供することが重要です。
- 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険給付サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域住民の自発的な活動によるサービス等のインフォーマルサービスも活用することが重要です。
- 居宅介護支援は、作成した居宅サービスに係る計画を、サービス担当者に交付する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 福祉サービス内容をパンフレットやホームページ等を活用して、利用者にとってわかりやすく伝える工夫が必要です。

A⑦ A-3-(10)-③ 要介護認定等の申請に係る援助を行っている。

【判断基準】

- a) 要介護認定等の申請に係る援助を行っている。
- b) 要介護認定等の申請に係る援助を行っているが、十分ではない。
- c) 要介護認定等の申請に係る援助を行っていない。

評価の着眼点

利用者又はその家族からの依頼に基づき、要介護認定の申請（更新を含む。）代行を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、要介護認定等の申請に係る援助について確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

○居宅介護支援事業者は、利用者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合においては、必要な協力をする必要があります。

(3) 評価の留意点

○要介護認定の申請（更新を含む。）の援助のため、利用者又は家族からの依頼に基づき、申請の代行を適切に行っているか評価します。

A⑦ A-3-(10)-④ 入退院又は入退所に当たって支援を行っている。

【判断基準】

- a) 入退院又は入退所に当たって支援を行っている。
- b) 入退院又は入退所に当たって支援を行っているが、十分ではない。
- c) 入退院又は入退所に当たって支援を行っていない。

評価の着眼点

- 利用者が、介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設との連携を図っている。
- 病院、介護保険施設等から退院又は退所する要介護者等から依頼を受けた場合には、退院又は退所に至る前から、当該病院、介護保険施設等との連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では事業所として、利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が、介護保険施設への入院または入所を希望した場合に、紹介その他便宜の提供のため、介護保険施設との連携を図る必要があります。

○介護保険施設等から退院又は退所する要介護者等から依頼を受けた場合に、居宅での生活へ円滑に移行できるよう、退院又は退所に至る前から、当該介護保険施設等との連携を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

○介護保険施設等への入所、介護保険施設等からの退所など、移行等に係る生活の継続に欠かせない福祉サービスの提供等への配慮を評価します。

○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。

A⑦ A-3-(10)-⑤ 公正・中立なサービス提供に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 公正・中立なサービス提供に取り組んでいる。
- b) 公正・中立なサービス提供に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 公正・中立なサービス提供に取り組んでいない。

評価の着眼点

居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行うことを明示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択が、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○介護保険制度の基本理念である、高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を実現する上で、居宅介護支援事業者は極めて重要な役割を果たします。

(3) 評価の留意点

○サービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行われているか、書面または聞き取りで確認します。

A⑦ A-3-(10)-⑥ 介護サービスの提供状況を適切に把握している。

【判断基準】

- a) 介護サービスの提供状況を適切に把握している。
- b) 介護サービスの提供状況を適切に把握しているが、十分ではない。
- c) 介護サービスの提供状況を適切に把握していない。

評価の着眼点

介護支援専門員は、少なくとも1か月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者と面接している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の居宅で少なくとも1月に1回は面接を行っているか確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

○介護支援専門員は、モニタリングが適切に行われている場合においても、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行う必要があります。

○「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。

○当該「特段の事情」がある場合には、その具体的な内容を記録することが必要です。

(3) 評価の留意点

○少なくとも1月に1回以上、利用者の居宅で面接を行っていない場合は「c」評価とします。

○「特段の事情」がある場合の、記録の有無についても評価します。

A⑦ A-3-(10)-⑦ 介護サービスに係る計画等を適切に見直すとともに、見直しの際には利用者等から同意を取得している。

【判断基準】

- a) 介護サービスに係る計画等を適切に見直すとともに、見直しの際には利用者等から同意を取得している。
- b) 介護サービスに係る計画等を適切に見直すとともに、見直しの際には利用者等から同意を取得しているが、十分ではない。
- c) 介護サービスに係る計画等を適切に見直すとともに、見直しの際には利用者等から同意を取得していない。

評価の着眼点

見直した居宅サービス計画書について、利用者又はその家族へ説明し、同意を得ている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、居宅サービス計画の見直しが適切に検討され、計画が見直された場合には利用者又はその家族の同意を得ているかを確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

○居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせるため、介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。

○居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の解決すべき課題の変化がみられる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更等を検討する必要があります。

○利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するために、利用者の同意を得る必要があります。

(3) 評価の留意点

○計画を見直した場合、その内容を反映して第1表、第2表、第3表、第6表及び第7表を作成していると同時に、同意を得るための文書の同意欄に、利用者又は家族の署名若しくは記名捺印があることの有無を確認します。

A⑦ A-3-(10)-⑧ 他の介護サービス事業者等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 他の介護サービス事業者等との連携が適切に行われている。
- b) 他の介護サービス事業者等との連携が適切に行われているが、十分ではない。
- c) 他の介護サービス事業者等との連携が適切に行われていない。

評価の着眼点

- 各サービス事業者が作成する個別のサービス計画を把握している。
- 1か月に1回以上、居宅サービスの実施状況について把握している。
- 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、他の介護サービス事業者等との連携が適切に行うための具体的な取組について確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等、他のサービス事業者のサービス担当者と緊密な連携を図る体制を整備することが重要です。

○要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、利用者にとって切れ目のないケアマネジメントを提供するため、介護予防支援事業者と連携を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

○各サービス事業者の個別サービス計画（又は写し）の有無を確認します。

○サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録（居宅サービス計画書等への記録）の有無を確認します。

○介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録の有無を確認します。

A⑦ A-3-(10)-⑨ サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）を適切に開催している。

【判断基準】

- a) サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）を適切に開催している。
- b) サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）を適切に開催しているが、十分ではない。
- c) サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）を適切に開催していない。

評価の着眼点

- サービス担当者会議の開催又はサービス事業者との連携を図っている。
- 利用者及びその家族が出席できるサービス担当者会議を開催している。
- サービス担当者会議等に関連して、主治医又はかかりつけ医との連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、居宅サービス計画の作成・変更に際して、サービス担当者会議の開催の有無や、開催に当たって利用者や家族が参加するための具体的な取組について確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

○介護支援専門員は、質の高い居宅サービス計画とするため、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を居宅サービス担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。

○サービス担当者会議への利用者やその家族の参加については、望ましくない場合は必ずしも参加を求めるものではないが、参加の呼びかけを行うことが必要です。

(3) 評価の留意点

○サービス担当者会議の開催の有無、利用者やその家族の参加の有無は、居宅サービス計画書第4表への記録を確認します。

○やむを得ない理由により開催できない場合は、サービス担当者に対する照会（依頼）内容の記録がある文書を確認します。

○記録が確認できない場合は「c」評価とします。

A-4 家族等との連携

A-4-(1) 家族等との連携

A⑱ A-4-(1)-① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。
- b) 利用者の家族等との連携と支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の家族等との連携と支援を行っていない。

評価の着眼点

- 家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。
- 利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。
- 家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。
- 家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。
- 家族が必要とする情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員など専門職、関係機関につながっている。
- 家族（介護者）に対し、必要に応じ介護に関する助言や介護研修を行っている。
- 家族（主たる介護者）の心身の状況や家族による介護・介助方法にも気を配り、必要に応じて介護支援専門員に報告している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の家族等（家族、成年後見人等）との連携や家族への支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○家族は、利用者にとって介護者であり、利用者本人の代理者や後見人となる場合があります。利用者本人の支援にあたり、利用者と家族等のそれぞれの立場を理解して、適切に連携と支援をすることが必要です。

○家族との関係は単に支援をする側とされる側ではなく、利用者とともに支えるパートナーとして、日頃から連携・協力して利用者を支えることが大切です。

●利用者の意向や家族関係に十分に配慮しながら、定期的及び利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールを福祉施設・事業所として明確にし、あらかじめ定めた家族等への報告・連絡や情報提供を適切に行います。訪問介護については、同居家族がいる利用者であっても、その家族に報告することが必要です。

●利用者の状況など報告すべき事項については、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫します。

○家族のサービス・施設（事業所）運営等に対する要望を聴き取り、利用者の意向を踏まえたうえで、サービス内容・施設（事業所）運営に活かしていきます。

○家族支援の観点から、家族との相談を定期的及び必要時に行います。また、その内容を記録し、福祉施設・事業所の取組に活かすようにします。

○家族の介護方法や価値観を受け入れながら、家族が必要とする情報提供（福祉サービス、介護に関するテキスト・資料、地域の家族会など）を行い、介護支援専門員など専門職、地域包括支援センターなどの関係組織に必要な応じてつなぐ取組も必要です。また、家族（介護者）に対して介護に関する助言や介護研修を必要な応じて行います。

●家族（主たる介護者）の心身の状況にも気を配り、家族の介護負担が過重にならないよう、家族がどのような方法で介護・介助しているかを把握し配慮することが重要です。家族（介護者）の定期的な健康チェックや介護予防活動についても、必要な応じて助言します。また、介護支援専門員への報告についても必要な応じて実施します。

(3) 評価の留意点

○利用者の家族等の連携と支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

○利用者の家族への連絡・報告の手順と実施状況を確認します。